

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則 及び区長委任規則の一部改正について

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）に伴い、横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成 17 年 2 月横浜市規則第 20 号）及び区長委任規則（平成 6 年 7 月横浜市規則第 63 号）の一部を改正しました。

2 改正の概要

(1) 横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）により、法が改正され、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載するため、新たにカード代替電磁的記録の定義規定等が設けられます（法第 2 条第 8 項等）。

これにより、第 2 条第 15 項が同条第 16 項に項ずれするため、同条第 15 項を引用している横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則第 12 条を改正しました。

(2) 区長委任規則の一部改正

2 (1)と同様に、法が改正され、新たにカード代替電磁的記録の発行等に係る規定が設けられます（法第 18 条の 2 等）。

これにより、第 18 条の 2 が第 18 条の 5 に項ずれするため、第 18 条の 2 を引用している区長委任規則第 7 項第 5 号の 3 を改正しました。

3 公布日及び施行日

(1) 公布日

令和 7 年 3 月 25 日

(2) 施行日

令和 7 年 4 月 1 日